

社会福祉法人 北陽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北陽会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定により、役員及び評議員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事、苦情解決第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬を現金で支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を現金で支払う。

3 理事のうち、業務執行理事に対しては、理事会及び評議員会に出席しても報酬は支給しない。

(理事及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び法人が設置運営する事業所（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

4 この法人の全理事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは別表1により報酬を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表3により報酬を支払う。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情解決第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表1により報酬を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情解決第三者委員が苦

情対応の業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することが出来る。

(重複支給の防止)

第8条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会の開催当日に第4条に規定により業務運営に従事したとしても、理事会及び評議員会に出席した報酬額別表1により支払う。

- 2 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、報酬を支給しない。

(業務執行理事)

第9条 常勤の業務執行理事に対し、別表5に定める範囲内で報酬を支給する。

- 2 毎年度の支給額は、予算の定めるところにより毎月分割払いとする。

(支払方法)

第10条 報酬等については、所得税法に定める額を控除後の金額を、本人の指定した金融機関または現金をもって支払うものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

経過措置として、令和3年4月1日から令和3年6月定時評議員会の終結の時までの期間における業務執行理事は、非常勤職員の取扱いとし、報酬額は、別表3運營業務の監事の日額5,568円を適用する。

別表1 出席報酬等

名 称	報 酬
理 事 会	日 額 3, 3 4 1 円
評 議 員 会	日 額 3, 3 4 1 円
苦情解決第三者委員	日 額 3, 3 4 1 円

別表2 業務報酬等

名 称	報 酬
理 事 会	日 額 3, 3 4 1 円
評 議 員 会	日 額 3, 3 4 1 円
苦情解決第三者委員	日 額 3, 3 4 1 円

別表3 運營業務

名 称	報 酬
監 事	日 額 5, 5 6 8 円
理事長及び理事	日 額 3, 3 4 1 円
評 議 員	日 額 3, 3 4 1 円

別表4 出張旅費

役 職 名	備 考
理事・監事・評議員・苦情解決第三者委員	旅費規程に準じて支給する。

別表5 業務執行理事報酬

区 分	年 額 報 酬	備 考
業務執行理事	2, 2 0 0, 0 0 0 円	